令和９・10 年度

測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査 電子申請の手引き

広島県庄原市

１．電子申請の概要

令和９・10 年度の測量および測量コンサルタント等業務の入札参加資格の当初申請においては、広島県及び県内市・町が運用する「電子入札等システム」を利用し、インターネットを経由した申請（**電子申請**）を行うことができます。原則としてこの電子申請を行うものとし，やむを得ない場合に限り窓口申請を行ってください。ただし、窓口申請を行えるのは、登記簿上の本店を県内に有する者に限ります。

なお、システムに添付するもののほか、所定の期日までに必要な書類を別途提出する必要があります。

２．申請の期間、提出先等

（１）「電子入札等システム」による電子申請期間

令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月 20 日（金）（9：00～17：00）

（土・日・祝祭日を除く）

※この期間内に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。

※申請期限を過ぎると受け付けることはできませんので、期間内に必ず申請してください。

○電子入札等システム入口：http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html

○広島県の入札参加資格審査申請手続きのホームページアドレス：

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html

（上記サイトに掲載されている手引き、注意事項等を必ずご確認ください。）

（２）添付書類提出期限

令和８年 11 月 27 日（金）（必着）

※この日までに書類が届かない場合、申請は無効となります。

（３）添付書類の提出先および提出方法

ア　提出先　　広島県土木建築局建設産業課および庄原市総務部管財課

イ　提出部数　１部

ウ　提出方法　提出先へ持参または郵送

※添付書類の詳細については、**別紙　提出書類一覧表**をご確認ください。

３．電子入札等システム利用上の注意点

電子申請を行うためには，電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応した IC カードを利用して

いただく必要があるほか，IC カードがなくとも，商号又は名称と利用者登録番号により利用することができます。利用者規約等をよく確認していただくとともに，利用者登録番号を持っていない場合は，事前準備（利用者登録等）を行う必要があります。

詳細については広島県市町村電子自治体推進協議会の電子入札運営部会のホームページ（上記２（１）「電子入札等システム入口」）をご確認ください。

４．申請資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することができません。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者

（２）「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第１項の規定による登録を受けていない者

（３）「建築関係建築コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望する者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第１項の規定による登録を受けていない者

（４）「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望する者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定による登録を受けていない者

（５）直近２年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門に属する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務およびその他）について、業務を行った実績がない者

（６）資格審査を申請するときに、消費税、地方消費税ならびに法人住民税（法人申請の場合）、住民税（個人申請の場合）の滞納がある者

（７）入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の申告をし、または重要な事実について申告を行わなかった者

（８）次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）

ア　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

イ　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

ウ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

５．資格の通知等

（１）入札参加資格の通知

入札参加資格を認定した者については、資格を認定した後にすみやかに庄原市ホームページ「入札・契約のページ」に掲載し、通知に代えます。

（２）入札参加資格の取消し

入札参加資格を認定後、経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

６．入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和 11 年３月 31 日まで有効です。ただし、この資格は、令和９年度においても、その年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間の始期は令和９年４月１日を予定しています。

７．入札参加資格審査申請後に変更が生じた場合について

入札参加資格申請に変更事項が生じた場合には、すみやかに入札参加資格変更届（以下「変更届」という。）を提出していただく必要がありますが、令和９・10年度分の入札参加資格申請分の認定作業中（令和８年11月～令和９年３月末日）は、令和９・10年度入札参加資格の当初申請時の情報を修正することはできません。

このことについては下記のとおり対応します。

（１）令和７・８年度分の入札参加資格を有している場合

すみやかに令和７・８年度分として変更届を提出してください。この変更届の内容にしたがって令和７・８年度分の入札参加者資格の情報を変更し、さらに令和９・10年度分の入札参加資格申請時の情報についても、庄原市において変更届の内容を確認し、令和９・10年度分申請時のデータを修正します。

したがって、令和９・10年度の入札参加者資格を認定する日（令和９年４月１日の予定）以降において、改めて変更届を提出する必要はありません。

（２）令和７・８年度分の入札参加資格を有していない場合

庄原市において令和９・10年度の分の入札参加資格を認定する日（令和９年４月１日の予定）以降において、庄原市に変更届を提出してください。

お問い合わせ及び庄原市への審査書類提出先

庄原市総務部管財課契約係
電話　０８２４－７３－１２０３　　ＦＡＸ　０８２４－７２－３３２２
〒７２７－８５０１　広島県庄原市中本町一丁目１０番１号
E-mail：keiyaku@city.shobara.lg.jp

電子申請における一括審査書類の提出先

広島県土木建築局建設産業課　入札制度グループ
電話　０８２－５１３－３８４１（令和６年12月27日まで）
電話　０８２－５１３－３８２１（それ以降）
〒７３０－８５１１　広島市中区基町１０番５２号

電子入札等システム等のお問い合わせ先

広島県電子入札等システム・ヘルプデスク
電話　０５７０－５５０２１５

別紙　提出書類一覧表（令和９・10 年度入札参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント等業務））

・提出書類については、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
・庄原市へ提出する書類、広島県へ提出する書類を誤らないようにしてください。
・庄原市へ提出する書類は、下表の順番どおりに該当するものをホチキス・ひも等でつづってください。その際、写しによるものは両面印刷でも構いません。
・委任先の営業所が庄原市内にない市外業者の場合、今回庄原市へ提出が必要な紙書類はありません。
・広島県の入札参加資格審査申請の手引きや提出資料の様式については下記ホームページをご確認ください。
http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html

	提出書類	市内業者（※） 庄原市へ提出
1	**市税等納税調査承諾書　（※）** ・庄原市ホームページ「入札・契約のページ」の、「入札参加資格申請のページ」に掲載している様式を使用してください。	○

※　市内業者…主たる営業所を庄原市内に有する者
市外業者…主たる営業所を庄原市外に有する者
（市外業者で電子申請をされる場合は、今回庄原市へ提出が必要な紙書類はありません。ただし、委任先の営業所を庄原市内に有する者は１の書類を庄原市へ提出してください。）